

特別支援教育の実践を広げる

平成19年4月1日から、学校教育法等の一部改正が施行され、特別支援教育を本格的に実施する 때가 やって きました。全ての学校(園)において、障害のある子どもたちそれぞれにニーズに応じた、特別な教育的支援が実施されるようになります。

従来の盲・聾・養護学校は「特別支援学校」と名称が変更され、障害児学級は「特別支援学級」となります。また、単に名称が変更されるだけでなく、これまで特別支援教育体制推進事業として府内全域で取り組まれてきたLD、ADHD、高機能自閉症等をはじめ、多くの支援を必要としている子どもたちをサポートする相談支援のセンター的機能、具体的には「小・中学校の教員への支援機能」「特別支援教育等に関する相談・情報提供機能」「障害のある児童生徒への指導・支援機能」「福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能」「小・中学校等の教員に対する研修協力機能」「障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能」などが期待されることとなります。

これまで準備されてきた校内委員会の設置や、特別支援教育コーディネーターの指名など、システムの枠組みの整備に続く特別支援教育体制推進事業の2年目においては、各学校内での子どもたちへの具体的な支援が求められてきています。この冊子の前半では、平成18年度に取り組まれた5つの教育局およびその管内にある養護学校の協力のもとに行われた実践を中心にまとめていただきました。また、府総合教育センターで実施されている特別支援教育コーディネーターの研修や、幼稚園から高等学校までの相談システム及び、相談支援の実際のヒントなども盛り込まれています。

平成19年度からの、就学前から高等学校までの実践を進めていただくにあたり、これまでに調査研究運営会議で発行してきた3冊、「LD、ADHD、高機能自閉症支援ガイド」(平成16年3月)、「特別支援教育推進ガイド」(平成17年3月)、「特別支援教育実践ガイド」(平成18年3月)と共に、本冊子を子どもたちと向き合う全ての方々に参考としていただけたらと思います。

今、特別な教育的支援を必要とする児童生徒がどの学級にも在籍していることが明らかになってきています。LD、ADHD、高機能自閉症をはじめ、人への関わりや学ぶことの不得手な子どもたちへの丁寧な関わりや学習支援は、いじめや不登校など、今日の学校が抱える様々な問題解決にもつながる要素を持っていると考えます。教育に携わる私たちは、子どもの思いや親の願いに応えるためにも、特別支援教育の基本的な理念を理解するように努めたいものです。

本冊子は、第1部の「各支援地域の取組」と第2部の「就学前から卒業後につながる支援体制」、「コラム」及び「参考資料」で構成されています。本冊子が、子ども達に直接かかわる教職員や保護者の皆様だけでなく、一般の方々にも広く読まれ、今後の特別支援教育理解の一助になれば幸いです。

特別支援教育体制推進事業調査研究運営会議
委員長 友久久雄